

## (2) 厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進

【目標】年金記録問題への対応を最優先としつつ、厚生年金保険事業・全国健康保険協会管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

〔数値目標〕・保険料収納率<sup>注)</sup>

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険：  
前年同期と同等の実績を確保するよう努める

・口座振替実施率

厚生年金保険：84%以上

全国健康保険協会管掌健康保険：85%以上

船員保険：57%以上

注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合

### 【計画】

#### ① 納期内納入の励行指導

- ア 保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の促進を図る。
- イ 残高不足等により口座振替不能となった事業所に対しては、再び口座振替不能とならないように指導する。
- ウ その他、インターネット等（マルチペイメントネットワークシステム）を利用した保険料納付も可能であることを周知する。

#### ② 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

- ア 各社会保険事務局・社会保険事務所の徴収対策については、行動計画目標及び実施方針（保険料収納率目標、滞納事業所の解消等）を策定し、それに基づく具体的な取組等を徴収対策会議において決定した上、確実な取組を推進する。
- イ 滞納となった事業所に対しては、平成19年4月10日付「健康保険及び厚生年金保険等の滞納整理事務に係る初期手順要領について」の通知に基づき、滞納の早期解消を図るために速やかに保険料の納付督促を行って、確実な徴収と滞納の長期化の防止に努める。
- ウ また、長期又は大口となった滞納事業所を含めた納付困難事案等に対しては、平成19年8月13日付「健康保険、厚生年金保険等の保険料等の的確な滞納整理事務の徹底等について」の通知に基づき、適時、徴収対策会議を開催するなどして滞納整理の方針を十分に検討した上、滞納事業所の実情に即した滞納整理を実施する。
- エ 滞納整理に当たっては、平成20年6月30日付「滞納整理関係事務処理要領の制定について」、同日付「滞納整理関係書類の様式の制定について」等の通知に基づき、適正な事務処理を徹底する。
- オ また、平成19年12月26日付「適正な差押えのオンライン入力処理の徹底について」の通知等に基づく事務処理を引き続き徹底し、不適正な事務処理の再発防止に努める。
- カ 滞納整理は、徴収調査支援システムを活用し、効率的かつ的確に実施する。

③ 労働保険との徴収事務一元化の推進

ア 社会保険・労働保険徴収事務センター（平成15年10月に各社会保険事務所に設置）で実施している事務の更なる推進

a 届出の受付

社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新申告書及び社会保険と労働保険に共通する手続きの届出の受付を行う。

b 事業所説明会の開催

社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新に関する事業所説明会を同時に開催し、併せて両保険の適用勧奨、制度改正周知等を実施する。

c 滞納整理の実施

社会保険と労働保険のいずれの保険料も滞納している事業所（共通滞納事業所）について、納付督促及び差押えなどの滞納処分は社会保険職員が労働保険についても実施する。

イ グループ申請（電子申請）の利用促進

・社会保険と労働保険の各種届出について、両制度共通の項目の入力が省略でき、一括で電子申請することができるグループ申請の利用促進を図る。  
（9グループ22届出）

	21年度計画	19年度実績	
計画数値	・労働保険との 共通調査事業所数	前年度の12分の9を上回る 1,545件	
	・労働保険との 共通滞納事業所選定数	前年度の12分の9を上回る 3,142件	
見込数値	21年度見込 (平成22年3月までの数値)		
	・保険料等収納額		
	厚生年金保険	232,521億円	219,691億円
	全国健康保険協会管掌健康保険	68,492億円	67,759億円
	船員保険	592億円	615億円
	児童手当	1,980億円	2,033億円
	・保険料等調定額		
	厚生年金保険	236,561億円	222,672億円
全国健康保険協会管掌健康保険	70,290億円	69,251億円	
船員保険	636億円	659億円	
児童手当	1,988億円	2,043億円	

## 4. 保険給付事務に関する事項

### (1) 年金給付の的確な実施

【目標】 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。

- ・ 老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内（加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内）
- ・ 障害基礎年金：3か月以内
- ・ 障害厚生年金：3か月半以内

### 【計画】

#### ① 迅速な決定

- ア 「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（平成20年度における達成状況の公表は平成21年5月目途）
- イ 年金支給年齢（60歳又は65歳）に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等が記載されている裁定請求書を本人宛に送付する仕組み（ターンアラウンド方式。平成17年10月より実施。平成18年度より失業給付等との調整に関するパンフレットを同封）により、年金請求者の利便性の向上と年金裁定に要する事務処理日数の短縮化を図る。
- ウ 障害年金について、事務処理の標準化、効率化及び迅速化を図る観点から、事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る。

#### ② 適正な届出の周知

- ア 新規裁定の年金受給者に対する周知
  - ・ 年金の新規裁定者全員に対するパンフレットの送付を行う。
- イ 老齢厚生年金受給者に係る届出の指導
  - ・ 在職者の老齢厚生年金の全部又は一部支給停止の適正化を図るため、適用事業所の事業主から提出される算定基礎届の総括票により、60歳を超える厚生年金保険の被保険者となっていない就労者の人数の報告を求め、当該就労者が多い事業所に対する事業所調査を実施し、老齢厚生年金受給者に係る届出を適正に行うよう指導する。

	21年度見込 (平成22年3月までの数値)	19年度実績	
見込数値	・新規裁定者あて パンフレット送付件数	2,657,041部	2,366,980部
	・年金給付費 基礎年金（国民年金）	185,099億円	161,481億円
	厚生年金	239,921億円	223,179億円
	・年金受給権者数 基礎年金（国民年金）	28,544,844人	26,387,421人
	厚生年金	30,121,977人	27,501,985人
	船員保険（新法）	2,300人	2,212人
	・新規裁定受給権者数 基礎年金（国民年金）	625,269人	595,652人
	厚生年金	2,117,504人	2,017,205人
	船員保険（新法）	66人	75人

## (2) 船員保険の現金給付の適正化

【目標】 船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。

- ・ 傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、葬祭料、家族葬祭料：3週間以内

### 【計画】

#### ① 迅速な決定

「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（平成20年度における達成状況の公表は平成21年5月目途）

#### ② 高額療養費の未申請者へのお知らせ

医療費が高額になった方で高額療養費をまだ申請していない方に対する申請の案内通知について、支給見込額等をあらかじめ示し、サービスの向上を図る（ターンアラウンド方式）。

#### ③ 適正な支給

ア 傷病手当金の支給に関し、療養内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

イ 柔道整復師の施術に係る療養費の支給に関し、施術内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

		21年度見込	19年度実績
見込数値	・ 現金給付費	41億円	53億円
	・ 被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金）	5.07日	6.50日

## 5. 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項

【目標】社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。

### 【計画】

#### ① 業務・システム最適化計画の実施

平成18年3月に策定した「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき、

- ア サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新
- イ データセンターの機能統合などによりシステム運用経費を削減
- ウ 原則、一般競争入札による調達
- エ ハードウェア・ソフトウェアの分離調達等により、費用構造の透明性を強化
- オ システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化
- カ バックアップセンターの検討や個人情報保護対策などにより安全性・信頼性を確保
- キ 過去に行ったソフトウェア開発経費（いわゆる残債）の返済
- ク 初期コスト約1,150億円を投入し、刷新後は年間運用コストを35%程度（約300億円）削減を実施し、オンラインシステムの刷新を図る。

具体的な実施内容は、以下のとおりである。

#### ア 業務施策

##### (ア) 業務処理の効率化・合理化

- a 手作業処理のシステム化
  - ・OCR読取方式による届出入力
  - ・紙による決裁の電子決裁化
  - ・報告書集計作業のシステム化
- b 既保有情報の活用
  - ・事前送付（ターンアラウンド）帳票の拡大
  - ・審査事務の簡素化（届書、添付書類等の情報と既存保有情報との機械突合による審査事務の簡素化）
- c 他公的機関とのデータ連携
  - ・住民基本台帳ネットワークシステムの活用
  - ・労働保険適用事業所情報を活用した未適用事業所抽出のシステム化
- d 届書の電子媒体化の推進
  - ・市町村経由の国民年金関係届出報告書の電子化（様式の統一、磁気媒体化による双方向の情報提供の実現）
- e データ更新のタイミングの見直し
  - ・コンビニエンスストア等の国民年金保険料収納記録の更新タイミングの早期化（納付済の者への納付書等の誤発送の減少）

#### イ システム施策

##### (ア) 記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化

- ・データ通信サービス契約（ハードウェア、ソフトウェア等について包括的にサービスの提供を行う長期契約）から脱却

- ・データ体系と業務処理体系の見直し及び特定の技術や製品に依存しない（汎用パッケージソフトウェアの活用等）オープンシステム化によるシステムの刷新
- (イ) ハードウェア資源の集約及び有効活用
  - ・年金給付システムのハードウェア資源の集約
- (ウ) データセンターの統合
  - ・現在、3ヵ所で分散運用しているセンター機能について、年金給付システムの運用を行うデータセンターに統合
- ウ 安全性・信頼性の確保
  - (ア) 個人情報情報の暗号化
    - ・個人情報送信の際の暗号化
  - (イ) 利用者認証機能の強化
    - ・精度の高い認証方法の利用の検討
- エ 調達施策
  - (ア) 一般競争入札の原則化
    - ・一般競争入札の原則化
    - ・国庫債務負担行為の活用
  - (イ) 著作権等の知的所有権の取得
- オ 最適化の実施に向けた体制整備
  - (ア) システム検証委員会による審査・確認機能の強化
    - ・厚生労働省CIO補佐官等の参加によるシステム検証委員会の設置
  - (イ) システム企画・開発・運用工程の標準化
    - ・作業管理の精細化
    - ・進行管理における客観性の確保
    - ・複数の見積手法による見積精度向上
    - ・調達品質確保
  - (ウ) システム部門の体制強化と専門性の高い職員の確保・育成
    - ・スキル育成のための研修の実施
    - ・専門性の高い職員の確保を図るため、民間のIT部門の実務担当者を職員として中途採用
    - ・外部専門家として工程管理業者等の有効活用

## ② 平成21年度の取り組み

社会保険オンラインシステムの刷新については、最適化計画に基づき、平成19年3月までに基本設計を行ったところであるが、年金記録問題検証委員会による検証結果を今後の設計、開発及び運用に反映すること等の同委員会の指摘等を踏まえ、詳細設計の前に業務プロセスの見直しを反映した基本設計の修正を行うこととするなど、最適化の進め方を見直す。

## 6. 広報、情報公開、相談等に関する事項

### (1) 広報活動の推進

【目標】社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。

〔数値目標〕生徒に対する年金セミナーの実施率（中学・高校生対象）  
：前年同期以上

#### 【計画】

##### ① 社会保険事業の効果的な広報

- ア 適切な広報媒体を選定することにより、より効果的な広報の実施を図る。
- ・ 広報目的や対象に応じた広報媒体を活用した広報の実施
  - ・ 効果測定を踏まえ、より効果的な広報媒体による広報の実施
  - ・ 11月を「ねんきん月間」、11月第1週目を「年金記録を確認する週間」として設定し、国民年金保険料の収納対策や相談事業等について、市町村広報誌へ掲載を依頼
- イ 次のような施策目的に沿った周知広報を充実する。
- ・ 制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のための改正内容の周知広報
  - ・ 年金制度に対する不安・不信感を払拭するとともに年金制度の意義や役割及び保険料の確実な納付について、被保険者等に対する周知広報
  - ・ 国民年金の保険料について、口座振替割引制度、低所得者の保険料の減免手続、学生及び若年者の納付猶予の手続、電子納付やコンビニ収納等についての周知広報
  - ・ 健康保険、厚生年金等の適用の適正化及び適正な保険料収入の確保並びに保険給付の適正化のため、被保険者資格、被扶養者、報酬月額及び賞与額の適正な届出、保険料の納期内納入等について、事業主に対する周知広報
  - ・ インターネットや磁気媒体（FD等）による届出の普及促進を図るため、事業主等に対する周知広報
  - ・ 適正受診等について、事業主及び被保険者等に対する周知広報
  - ・ 船員保険の保険給付や健診・健康相談等の保健事業の実施などについて、ホームページに掲載するほか、被保険者に対してリーフレットなどにより、直接、周知する広報
- ウ 社会保険委員、国民年金委員、社会保険労務士等の協力・連携による周知・理解の推進
- エ 平成17年度から作成している「総合パンフレット」（国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説）及び「目的別チラシ」（国民の多様な関心事項に的確に回答）の平成21年度版を作成し、これらの広報素材を基に、年金制度の意義役割の周知、年金制度に対する漠然とした不信感を払拭するための広報を展開する。
- オ 年金制度の仕組みや必要な届出等について解説した「ねんきん被保険者のしおり」を作成して、年金手帳の交付時等に合わせて配布する。
- カ 全国統一的な事務処理を原則とし、各種広報（パンフレット、チラシ等）を含め、現場において、実情に応じた異なる取扱いが必要な場合には、本庁に協議する方式を徹底する。
- キ 社会保険庁ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組の配信や子供向けのキッズページ等を含め、わかりやすい広報を展開する。



## ② 年金教育の推進

- ア 学校における年金教育を、年金教育推進協議会の活用、教育関係機関との協力・連携を図ることにより推進し、中・高校生を対象とした年金セミナーを拡充する。また、教師による生徒向けの年金セミナーの実施を拡大するため、教師の年金セミナーへの参加を推進する。
- イ 文部科学省と連携し、学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等について、大学等に対し、必要な協力を依頼。
- ウ 大学生の公的年金制度への参加意識を醸成するため、年金制度に精通した大学教授等を講師として選任し、大学ごとに年金セミナーを開催する。
- エ 地方社会保険事務局の主催により、地域に根差した公開講座（年金セミナー等）を定期的を開催し、年金制度等の意義や役割、保険料納付の重要性や給付面でのメリット等について周知啓発を実施する。
- オ 国民の教育について社会保険大学校の活用を図る（平成17年4月～）。  
 ・企業内研修や自治体・学校・地域における研修等の活用に資するため、研修教材の社会保険庁ホームページへの掲載  
 ・地方社会保険事務局による公開講座（一般国民に対する年金セミナー等）の開催に対する講師派遣等の支援
- カ 11月の「ねんきん月間」の活動に合わせて、中学生等を対象とした年金作品コンクールを全ての社会保険事務局で実施するとともに、全国ねんきん作品コンクールを実施する（各都道府県の優秀作品の中から長官表彰を行う）。

	21年度計画	19年度実績
計画数値		
・ ホームページアクセス数	7,500万件	11,755万件
・ 年金セミナー		
中学・高校生対象	前年同期以上	28.3%
大学生対象	前年度を上回る	28セミナー

## (2) 年金相談等の充実

【目標】被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。  
ねんきんダイヤル応答率については前年度以上となるよう努める。

### 【計画】

社会保険庁では、団塊の世代の大量退職に伴い、年金相談等の業務量の増加が見込まれることから、58歳到達者に対する年金加入記録の事前送付（平成16年3月～）、インターネットを活用した年金個人情報の提供（平成17年1月～）、裁定請求書のターンアラウンド（平成17年10月～）、電話相談集約化のための「ねんきんダイヤル」の設置（平成19年7月～）、全ての受給者及び被保険者への「ねんきん特別便」の送付（平成19年12月～）など、年金相談体制の充実及び年金個人情報の提供の充実に取り組んできた。

平成21年度においても、引き続き、次の取組を実施する。

### ① 年金相談体制の充実

ア 社会保険事務所等における待ち時間の解消や勤労者等平日昼間に相談できない方への相談時間を確保するため、また、「ねんきん定期便」の実施による相談の増加に対応するため、年金相談について以下のような取組を推進する。

- ・ 昼休み時間帯における年金相談の実施
- ・ 毎週月曜日を中心とした平日における年金相談の受付時間の延長
- ・ 毎月第2土曜日における年金相談の実施
- ・ ねんきん月間（11月）における休日の年金相談の実施、障害者・高齢者に配慮したファクシミリによる年金相談の実施

イ 窓口の混雑状況（事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間）をホームページ等で提供するとともに、積極的な情報提供や手続のご案内により、手続や相談のためにわざわざ社会保険事務所に来ていただく必要を減らすこと及び予約制による年金相談を含めた対策により、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えるような長時間の待ち時間の解消を図る。

ウ 社会保険事務所の配置や地域ニーズを考慮して、ハローワークや市町村の庁舎等を活用した相談事業を実施する。

エ 年金相談担当者の事務所内研修の実施及び年金相談マニュアルの充実を図り、相談員のレベルの統一化・向上を図るとともに、円滑かつ効率的に対応できる相談体制を整備する。

オ 社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー等の協力を得て、民間における年金相談を促進する。

### ② 年金個人情報の提供の充実

ア 被保険者に対して保険料納付実績や年金見込額等をお知らせする「ねんきん定期便」を平成21年4月から送付する。

イ インターネットによる年金個人情報の提供

- ・ インターネットによる年金見込額試算照会の受付を社会保険庁ホームページで行い、試算結果等を郵送により提供（平成16年1月～）
- ・ 電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用し、個人認証（公的個人認証法に基づき都道府県知事が発行する電子証明書等）を活用して年金加入記録をインターネットにより提供（平成17年1月～）
- ・ 社会保険庁独自のID・パスワード認証方式による仕組みにより、被保険

- 者に対して年金加入記録を即時に回答（平成18年3月～）
- ・上記のID・パスワード認証方式による年金加入記録の提供について、受給者まで対象を拡大して実施（平成21年3月～）
- ウ 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の裏面を活用し、国民年金第1号被保険者を対象に前年1年間の各月の年金加入状況を通知する。
- エ 「ねんきん定期便」の送付に並行して、厚生年金保険被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表の提供事業を活用し、厚生年金保険被保険者及び国民年金第3号被保険者に係る住所記録の整備を推進する。（平成18年2月～）

		21年度計画	19年度実績
計画数値	・ねんきんダイヤル応答率	80%	44.9%
見込数値		21年度見込	19年度実績
	・年金相談者数（来訪相談者数）	7,263,000人	10,777,115人
	・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数	105,700件	186,786件
	・年金加入状況の通知件数	10,670,000件	11,366,069件

### (3) 個人情報の保護及び情報の公開

【目標】 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。

〔数値目標〕 個人情報保護研修受研率：100%

#### 【計画】

##### ① 個人情報保護

- ア 個人情報保護のため、引き続き、生体情報認証による厳格なアクセス制御、社会保険庁保有個人情報保護管理規程の職員への徹底、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等を行う。
- イ 行政機関個人情報保護法（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）に基づき、開示請求や訂正請求について本庁及び社会保険事務局に置いた窓口で対応する。
- ウ 全職員を対象として個人情報保護に関する研修を行うことなどにより、個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。

##### ② 情報の公開等

- ア 情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）に基づき、情報の公開を行う。
- イ ホームページ等により、社会保険庁の事業運営状況や予算執行の状況等について公表し、情報提供の充実を図る。

		21年度計画	19年度実績
計画数値	・個人情報保護研修受研率	100%	100%
		21年度見込	19年度実績
見込数値	・情報公開法に基づく開示請求件数		
	本庁分	58件	77件
	地方分	648件	8,629件

## 7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

### (1) 船員保険の医療費の適正化

【目標】 船員保険事業における効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

〔数値目標〕 船員保険の被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）  
・ 内容点検 983円以上 外傷点検 591円以上

#### 【計画】

#### ① 効果的かつ効率的なレセプト点検調査の実施

ア 内容点検については、同一の被保険者又は保険医療機関に係る数か月のレセプトを突合し点検する縦覧点検を中心に実施する。

イ 外傷性点検については、第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し給付費の返還を求める。

ウ 保険医療機関からの請求内容について調査が必要な場合等については、保険医療機関等の指導監査担当部署にその情報を連絡するなど連携を密にする。

エ 重複受診等については事業主及び被保険者に対し適切な受診を行うよう指導する。

※ レセプトの点検調査については、平成20年10月の全国健康保険協会の発足に伴い、船員保険のレセプトのみが点検調査の対象となったことから、資格点検、外傷点検、医療費通知等の事務的な業務と、内容点検の専門的な業務とに区分し、内容点検業務については東京社会保険事務局において一元的に実施することとした。

#### ② 第三者行為保険事故に係る損害賠償請求権の迅速な行使

ア 交通事故等による受診の場合については、第三者行為傷病届の届出を行うよう事業主及び被保険者に対し指導・啓発する。

イ 債務者から納入されないまま時効により損害賠償請求権が消滅するおそれがある場合においては、時効の中断措置を講じる等の確な債権管理を実施する。

#### ③ 医療費通知

被保険者等に計画的に医療費通知の送付を行う。また、レセプト審査の結果、医療費が減額され、被保険者等が支払った一部負担金に大きく過払いが生じた場合においては、被保険者へお知らせする高額査定通知を適正に実施する。

#### ④ 後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用促進について、あらゆる機会を通じて、被保険者に対する周知広報を実施する。

	21年度計画	19年度実績
計画数値	・ 被保険者1人あたりレセプト点検効果額 船員保険（資格点検）	4,910円 6,574円
見込数値	・ 医療給付費	149億円 203億円
	・ 医療費通知件数	58,000件 60,035件
	・ 求償件数	240件 389件
	・ 求償決定額	25,500,000円 42,016,008円
	・ レセプト点検効果額総額 （内容点検）	53,736千円 82,359千円
	（外傷点検）	32,299千円 49,483千円
	（資格点検）	268,350千円 413,071千円

## (2) 船員保険の保健事業の実施

【目標】 船員保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。

特に、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴う特定健康診査・特定保健指導を引き続き実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業及び被扶養者に対する健診事業を効果的に実施し、それらの健診結果等に基づく特定保健指導等を適切かつ効率的に実施する。

平成21年度においては、特定健康診査等基本方針で定める実施率（平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%）の達成に向けて、特定健康診査42.5%以上（被保険者・一般健診）、特定保健指導26.2%以上（被保険者）が達成できるよう、効果的な取組を推進する。

### 【計画】

- ア 被保険者に対する健診及び保健指導の実施
- ・被保険者に対する一般健診（「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査（※）、がん健診、肝炎ウイルス検査等を含む）等の実施
  - ※ 40歳以上75歳までの被保険者に対し、一般健診においてメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目（腹囲、LDLコレステロール等）を実施。
  - ・健診機関毎の健診契約の実施
  - ・保健師による事業所訪問等での保健指導（「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定保健指導（※）を含む）の実施
  - ※ 特定健康診査の結果に基づき、腹囲（男性85cm，女性90cm）や追加リスク（血糖値，脂質，血圧）の多少及び喫煙率の有無等により、動機付け支援対象者（初回面談及び6ヶ月後の評価）と積極的支援対象者（初回面談及び6ヶ月間の継続的支援）を対象を区分し、保健指導を実施。
- イ 被扶養者に対する健診及び保健指導の実施
- ・40歳以上75歳までの被扶養者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を実施。
  - ・契約取りまとめ機関と保険者グループとの集合契約により、特定健康診査（特定保健指導）実施契約を実施
- ウ 特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上
- ・平成21年度の特定健康診査等の実施目標を達成するため、年度前半においても、年間の特定健康診査等実施率を目標とした事業を実施する。
  - ・被保険者については現行の健診機関契約を拡充していくとともに、被扶養者については受診券（利用券）を交付し、今までと同様に地域の診療所等で健診が受診できるようにするなど、なじみやすく、受診しやすい健診とする。

(参考)

- 国の基本方針（特定健康診査等基本方針）で示された実施率
  - ・平成24年度において、特定健康診査70%、特定保健指導45%
- 平成21年度の実施率目標

項目	区分	健診の種別	実施率※1
特定健康診査	被保険者	一般健診※2	42.5%以上
		船員健康証明からの情報提供 ※3	20%以上
	被扶養者	—	43.8%以上
特定保健指導	被保険者	—	26.2%以上
	被扶養者	—	26.2%以上

※1 特定健康診査の実施率は、40歳以上75歳までの加入者に対する、特定健康診査を受診した者（又は健診結果を保険者が取得した者）の割合である。また、特定保健指導の実施率は、特定健康診査を受診した者でメタボリックシンドローム予備群該当者と判定された者に対する、特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）を実施した者の割合である。

※2 特定健康診査の実施率として反映されるのは、40歳以上75歳までの一般健診受診者数である。

※3 船員健康証明は、船員法に定められ船舶所有者（事業主）に実施義務が課されている健診であり、特定健康診査の検査項目を含んでいる。

エ 保険者協議会等における医療費分析、他の保険者と共同した保健事業等を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。

	21年度計画	19年度実績
計画数値	—	14,805人
・健診実施者数(40歳以上被保険者)	—	14,805人
・特定健診実施者数		
被保険者	15,953人	—
(参考) 船員健康証明からの情報提供	8,900人	—
被扶養者:	10,800人	—
・特定保健指導実施者数		
被保険者	1,901人	—
被扶養者	1,200人	—



### (3) 保健・福祉施設事業の実施

【目標】 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。

#### 【計画】

##### ① 年金福祉施設等

- ア 年金の福祉施設、旧政府管掌健康保険の保養施設及び健康管理センター等については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（ＲＦＯ）において、中期目標等に沿って当該施設の譲渡等が進められているか把握する。これらの施設の運営を委託している公益法人についても、その廃止を含めた整理合理化を進める。
- イ 船員保険の福祉施設については、船員保険事業運営懇談会の検討結果等を踏まえて、整理合理化を進める。

#### 【参考（年金福祉施設等）】

- ＲＦＯへの出資状況（平成18年11月1日現在）
- |      |            |
|------|------------|
| 施設数  | 302        |
| 出資価格 | 201,653百万円 |
- 発足以来の落札実績（平成17年10月1日～平成20年11月30日）
- |      |                |
|------|----------------|
| 施設数  | 208            |
| 落札金額 | 118,922百万円     |
|      | （出資価格に対し、1.3倍） |
- ＲＦＯにおける平成21年度実施計画（譲渡施設数の見込み）
- |     |    |
|-----|----|
| 施設数 | 57 |
|-----|----|

##### ② 社会保険病院及び厚生年金病院

- ア 平成20年4月の「社会保険病院及び厚生年金病院の取扱いについて（合意）」（与党社会保障政策会議）を踏まえ、平成20年10月に社会保険病院（53病院）及び厚生年金病院（10病院）を独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（ＲＦＯ）に出資。
- イ 今後、地域の医療体制を損なうことのないように配慮することを基本として、経営の効率化など必要な改革を行いつつ、病院としての機能を果たしていけるような、適切な譲渡先や受け皿を見つけていくよう対応する。

#### 【参考（社会保険病院及び厚生年金病院）】

- ＲＦＯへの出資状況（平成20年10月1日現在）
- |     |    |
|-----|----|
| 病院数 | 63 |
|-----|----|